

小児医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

R5.5.19厚生労働省
「令和5年度第1回医療政策
研修会」資料

概要

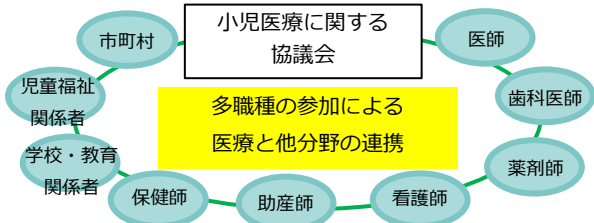
- 小児患者が救急も含めて医療を確保できるよう医療圏を設定するとともに、地域の小児科診療所の役割・機能を推進する。
- 保健・福祉分野の支援や周産期医療との連携を含む、小児に関わる幅広い課題の検討に専門人材等も参画し、小児医療に関する協議会を活用する。
- 医療的ケア児を含め、地域の子どもの健やかな成育が推進できるよう、支援体制を確保する。
- 保護者への支援のため、子ども医療電話相談事業（#8000）を推進する。
- 新興感染症の発生・まん延時に備えた小児医療体制を整備する。

医療へのアクセス確保

- 集約化・重点化によりアクセスが悪化する地域に居住する小児等に対する医療の確保のため、オンライン診療について検討する。その際には、対面診療を適切に組み合わせることが求められることに留意する。

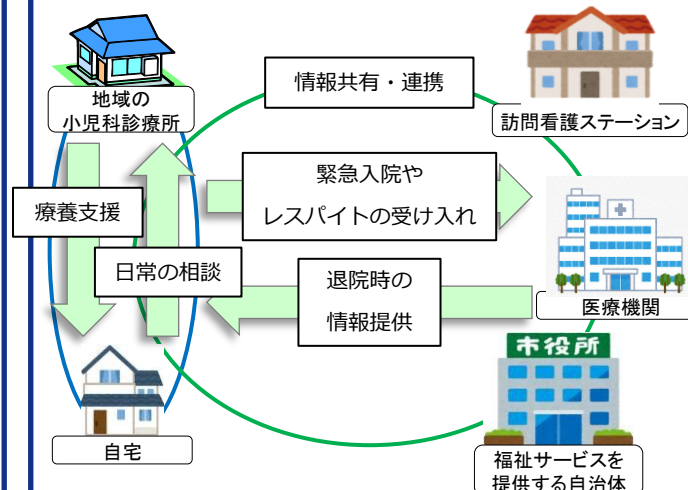
小児医療に関する協議会

- 医師、看護師のほか、地域の実情に応じて、助産師、児童福祉関係者や学校・教育関係者、歯科医師、薬剤師、保健師等必要な職種の参画を検討する。
- 小児科診療所は、地域における医療と保健、福祉、教育との橋渡しの役割・機能を担っており、小児医療に関する協議会の活用などを通じ、その役割・機能を推進する。



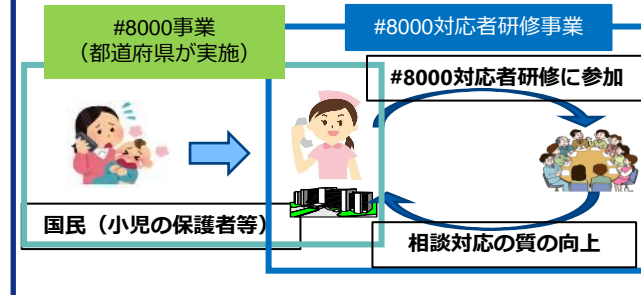
医療的ケア児への支援

- 医療的ケア児が入院する医療機関は、児の入院後、現在の病状及び今後予想される状態等について家族等と話し合いを開始し、転院・退院後の療養生活を担う医療機関や訪問看護ステーション等との連絡や調整、福祉サービスの導入に係る支援を行う体制、緊急入院に対応出来る体制、レスパイトの受け入れ体制等を整備する。



#8000の推進

- #8000について、応答率等を確認し、回線数を増やす等の改善の必要性を適宜検討する。
- #8000対応者研修事業を活用し、相談者への対応の質の向上を図る。



第8次愛媛県保健医療計画における小児医療の記載方針（案）

項目	国の作成指針等における考え方	県の第8次計画
医療圏	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資源等の実情に応じて弾力的に設定 ・周産期医療圏と連携の下、小児医療圏と小児救急医療圏を一本化 	第7次計画と同様に、4圏域を設定する。 ①宇摩・新居浜・西条圏域、②今治圏域 ③松山・八幡浜・大洲圏域、④宇和島圏域
医療的ケア児への支援	近年医療的ケア児は増加傾向であり、地域において医療的ケア児に対する療養・養育の体制を構築する。	医療的ケア児支援センターと各市町をはじめとする関係機関が連携し、医療的ケア児及びその家族への支援体制を構築する。
子ども医療電話相談事業（#8000）	利用者の意見を踏まえた、回線数や応答の質等を含めた適切な体制の確保	#8000の満足度向上を目指す。（現状：98.9%）
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・各指標の全国データ等を参考にするとともに、諸計画等に定められた目標等も勘案する ・真に医療圏の課題が解決されると思われる目標を設定すること 	現状より改善を目指すことを基本としつつ、県内平均値や全国平均値も参考にしながら設定する。

第8次愛媛県地域保健医療計画（案）

～小児医療～

乳児死亡率の推移

愛媛県は全国より低い水準にある

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7
愛媛	1.6	1.3	1.4	1.2	0.9	1.5

第8次計画における課題

- 近年増加傾向にある医療的ケア児への支援
- 子ども医療電話相談事業（#8000）の適切な体制の確保

主な取組み

【相談支援等】

- ・医療的ケア児支援センターと関係機関が連携する支援体制の構築
- ・小児救急医療電話相談（#8000）を実施

【一般小児医療（初期小児救急・小児地域支援病院）】

- ・小児科医の確保・養成
- ・地域の病院や診療所等、地域に必要な医療機能の維持・確保
- ・初期救急医療体制の充実

【一般小児専門医療（入院小児救急）】

- ・小児の入院や手術等を提供できる医療機関等の確保
- ・小児救急輪番体制の構築や夜間等に小児科診療する医療機関の確保
- ・円滑な救急搬送体制の整備と医療機関・消防等との連携体制の構築

【高度小児専門医療（小児救命救急医療）】

- ・重篤な患者に対して救命救急等を実施できる医療機関等の確保
- ・災害時や新興感染症の発生・まん延時における医療的ケア児・NICUの新生児等への対応に係る医療機関・消防等との連携体制の構築
- ・ドクターヘリによる広域的救急搬送体制の構築

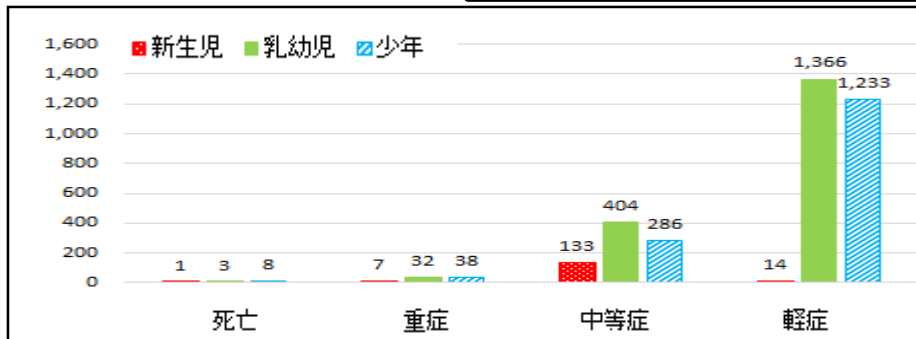
主な目標

目標項目	目標値(令和11年度)
#8000満足度	100% (令和4年度：98.9%)
小児人口当たり時間外外来受診回数 (0～15歳未満) <算定回数>	現状以下 (令和3年度:36,245回)
乳児の死亡率(1歳未満)	現状以下 (令和3年:1.5(出生千対))

症状に応じて安心して子育てができる小児医療体制を目指す

本県の搬送人員の状況

乳幼児・少年の多くは、軽症



小児医療の体制

相談支援等

- ・#8000事業
- ・医療的ケア児支援センター

一般小児医療

- ・身近な地域で日常的な小児医療を受けることができる体制

小児専門医療

- ・一般小児医療を行う機関では対応困難な疾病等に対応する小児専門医療体制
- ・入院を要する小児救急医療の24時間体制

高度小児専門医療

- ・医療機関相互、消防等と医療機関等の連携のもと、小児の症状に応じた高度で専門的な医療を受けることができる体制

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター（都道府県）

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関間を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。

等

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズの地域への共有を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。

等

管内の情報の集約

- ・調整困難事例の相談
- ・地域の医療的ケア児の状況の共有

市町村等（地域の支援の現場）

医療的ケア児に係る様々な相談

- 仕事と育児を両立させたい。。
- 先々の子育ての見通しがつかない。。
- 兄弟に関わる時間がとれない。。
- 緊急時の預け先がない。。
- 夜間のケアがづらい。。



支援の実施

センター設置により相談先が明確化。

医療的ケアのある子どもとその家族

どこに相談すれば良いか分からない。。



- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。